

北朝鮮による人工衛星と称する「ミサイル」発射に係る  
沖縄県危機管理対策本部会議(第1回)  
議事概要

- 1 開催日時 令和5年5月29日(月)13時00分～
- 2 開催場所 県庁6階 第1・第2特別会議室
- 3 出席者 知事、副知事、各部局長(代理参加含む)
- 4 議事

(1) 北朝鮮による人工衛星と称する「ミサイル」発射について  
知事公室長が下記のとおり説明を行った。

- ・本日、北朝鮮から人工衛星と称するミサイル発射に伴う航行危険区域を黄海に2箇所、フィリピン東側に1箇所設定する旨の情報があつた。
- ・沖縄県上空を通過予定。
- ・発射事前通告の日時は、令和5年5月31日午前0時から令和5年6月11日午前0時まで。
- ・これらの情報を受け、本日8時45分に「北朝鮮による『人工衛星』と称するミサイル発射に係る沖縄県危機管理対策本部」を設置した。
- ・各地方本部についても設置することとしたので、北部、中部、南部、宮古、八重山の各地方本部においても、所要の体制を確保すること。
- ・前回(平成28年度)事例と同様、北朝鮮が発射情報を公表し、ノータム情報が入った後は第一配備(情報収集体制)とし、ノータム中の発射予定期間は第二配備(災害警戒本部体制に相当)の体制でお願いしたい。
- ・各部においては、関係団体や関係機関、文化観光スポーツ部においては宿泊施設や観光客等も含めて情報共有や被害情報の収集を行うこと。また、土木建築部、農林水産部など各

部で所管する施設の被害情報の収集、保健医療部においては、落下した場合のジメチルヒドラジン対応資材(検知器、防護服等)の確保など必要な対応をすること。

・Jアラートが流れた場合の対応について確認し、各部局等の中でも改めて共有すること。

(2) 質疑応答・指示

・航行危険区域及びフィリピン海域で沖縄県の漁船は操業されているのか。

(農林水産部)確認の上、報告する。

(3) 本部長からの指示

・知事公室を中心として、各部局では国等の関係機関と連携を密にし、的確な情報の収集や対策を実施するよう、全庁を挙げて取り組むこと。

(4) 知事メッセージ

・知事が、別添の「知事メッセージ」を発言した。

令和5年6月19日

知事公室防災危機管理課